

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号 平成29年(ワ)第535号 平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月20日 午前10時00分
氏名	[REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

宣 誓

良心りょうしんに従したがって、真実しんじつを述のべ、

何事なにごとも隠かくさず、偽りいつわを述のべない

ことを誓ちかいます。

氏名

## 速記録 (令和2年10月20日 第13回口頭弁論)

事件番号 平成29年(ワ)第125号, 同第535号

平成30年(ワ)第468号

本人氏名 [REDACTED]

原告ら代理人(松田)

甲D第8号証(陳述書)を示す

- 1 これは [REDACTED] さんの陳述書ですが、内容は間違いありませんか。  
間違いございません。
- 2 陳述書によりますと、 [REDACTED] さんは1952年お生まれですが、御両親とも被爆者というふうに記載されてありますが、そういうことですか。  
はい。父は被爆者手帳を持っていましたし、母は存命ですが、現在被爆者手帳を持っております。
- 3 まず、お父さんの被爆についてお聞きします。お父さんはどちらで被爆しましたか。  
広島です。
- 4 広島では、当時、お父さんは何をされておりましたか。  
18歳か19歳で呉の海軍兵でした。
- 5 お父さんは、 [REDACTED] さんに対して、あるいは御家族に対して、被爆のときのお話をされておりましたか。  
家族にはほとんどと言っていいぐらい話をしたことはございませんでした。ただ、数回ですけれど、被爆体験を語ってもらえないだろうかということを乞われて、行って話したと思います。しかし、その内容はついぞ亡くなるまで聞くことはありませんでした。恐らくですが、父は家族にはそういった話をしたくなかったんだろうと思っています。
- 6 それは、お父さんが被爆者としての体験を胸に秘めて周りに語りたくない

ということだったと想像されますか。

ええ、そうだと思います。

7 お父さんはお幾つで亡くなられましたか。

88歳です。

8 それまで被爆の影響として体に何か、体調が悪いとかそういうことが見受けられましたか。

はた目では、見た目にはこれといった具体的症状はなかったように思いますが、被爆者としての健康診断は定期的に受けに行っていました。

9 それでは、お母さんのことをお聞さします。お母さんはどちらで被爆されましたか。

長崎です。15歳から16歳のときに学徒動員という形で宮崎県の延岡市から長崎に借り出されて、長崎の三菱兵器工場で働いていて、そこで被爆しました。

10 お母さんは御自身の被爆体験について御家族に話をしていましたか。

はい。

11 どんなお話でしたか。

母が語っていたことは、重度の被爆者から、水を下さい、水を下さいと言われても決してあげてはなりませんと言われてましたが、そのうちにばたばたと亡くなっていく人々や、あるいは爆風でおなかが裂け、中から胎児が飛び出したまま亡くなっている妊婦の姿を見て、本当にこの世と思えない地獄絵を見ているようだったと語っていました。また後に、あのときに、どうせ亡くなるのであれば、せめて水をあげればよかったと後悔もしていました。

12 そのお話を[ ]さんが聞いたときに、どんな感情が出てまいりましたか。

私たち兄弟3人の父母が、長崎やあるいは広島で被爆していたという

事実はまれなことではないかと思っています。その結果、原爆というものがいつも私たち3人の心の中にあります。原爆でこれまで亡くなっていった多くの人たちのことを、決して私たちは忘れることはできません。二度とこのような原爆による惨禍を起こさないように、この地球上から一刻も早く原爆、化学兵器をなくすべきだと思っています。

- 13 陳述書では、沖縄の方たちに対する思いについても触れられていますが、その点について一言述べていただけますか。

私は仕事上、32年間に及んで先島諸島、宮古八重山、沖縄本島に通っていましたが、言ってみれば、私たちにとっては大切な宮崎に次ぐ第二の故郷であります。そこが、本島はおろか、先島諸島もどんどん軍事基地化していくということは、私のふるさどであるがゆえに、一つはやっぱりつらい思いがありますし、国益という点から見ても、きれいな島々が軍事化していくということは、決してプラスではないというふうに考えています。

- 14 そうすると、          さんにとっては被爆の問題、沖縄の問題は決して他人事ではないと、こうお聞きしてよろしいですか。

はい、そのとおりです。

- 15           さんが本件訴訟の原告になったのは、どんなお気持ちからですか。

安保法制というのは、戦争に加担するための極めて危険な近道にしか過ぎません。これを許してしまうと、両親や将来の世代に顔向けできないと、そう思ったからです。

- 16 最近、特に感じていることとかありますか。

先ほど申しあげました原爆のことですけど、日本政府は核軍縮会議には加わらない、これは世界で唯一の被爆国であるにもかかわらず、これは決して許すことができない行為ではないかと、不作為ではないかと、そのように思っています。

17 核兵器禁止条約のことをおっしゃっていますか。

はい、そうです。失礼いたしました。

18 それでは、この裁判の原告として、最後にここで述べておきたいことがありますか。

裁判所におきましては、この悪法である安保法制をどうか違憲だという司法判断を下していただきますよう切にお願いいたします。

被告指定代理人（阿波野）

19 特にございませぬ。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 安 富 元 美

